

# 第540回 海務協議会

(1) 日時：平成28年9月7日（水）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「大黒出張所年次点検に伴う停電」について  
監視部：石田 上席監視官
2. 「乗組員及び訪船者に係る非違事例」について  
監視部：船木 統括監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成28年 11月 9日（水） 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、  
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra\_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）

## 1. 乗組員及び訪船者等に係る非違事例について

税関手続きの不備により、乗組員及び訪船者等に対する指導を行う事案が多数発生しており、事案の中には、関税法違反として処分を行っているものもあります。

船舶代理店各社におかれましては、入出港業務等で船舶に乗船した際、船長を通じ乗組員等に下記事例をご紹介いただくことや、船社、荷主等の訪船者に注意を促すことなど、事例を参考にご対応をお願いいたします。ご不明な点がありましたら税関窓口にお問い合わせください。

### 1. 「乗組員」に係る非違事例

#### 【事例 1】

本船から乗組員と思われる 2 名が手荷物を所持し下船したことを確認したため、税関職員が職務質問を実施。税関への申告態様に対し「何も無い」旨の返答を得たことから、同人らの所持していた所持品について確認したところ、紙巻タバコや食料品を税関の許可なく輸入しようとしたことが判明した。

#### 【事例 2】

本船から乗組員と思われる 2 名が手荷物を所持し下船したことを確認したため、税関職員が職務質問を実施。税関への申告態様に対し、口頭にて当該手荷物(食料品等)に係る輸入申告がなされたが「携帯品申告書」による申告はなく、同人は申告書による申告は不要であると誤認していたことが判明した。

#### <必要な手続き及び根拠(事例 1、2 共通)>

- ✓ 貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない(関税法第 67 条(輸出又は輸入の許可)、関税法施行令第 59 条(輸入申告の手続))
- ✓ 船舶乗組員の携帯品の輸入申告は、関税法基本通達 67-4-10 により「乗組員携帯品申告書」の税関への提出によるものとする(当該申告により、関税法基本通達 67-4-9(旅具通関扱いをする輸入貨物)に規定する貨物に該当するか否か等を確認)

### 2. 「訪船者」に係る非違事例

#### 【事例 1】

本船から訪船者と思われる 2 名が手荷物を所持し下船したことを確認したため、税関職員が職務質問を実施。税関への申告態様に対し「何も無い」旨の返答を得たことから、同人の所持品について確認したところ、当該本船の乗組員から缶ビールや食料品等を受け取り、税関の許可なく輸入しようとしたことが判明した。

#### <必要な手続き及び根拠>

##### ◎乗組員

- ✓ 上記 1. と同様

##### ◎訪船者

- ✓ 交通場所が指定地外の場合は「指定地外交通許可申請」(関税法第 24 条第 1 項)
- ✓ 交通場所が指定地の場合で、予め乗組員が訪船者に渡そうとする携帯品の輸入許可を受けていた場合には、特段の手続きは不要(関税法第 24 条第 2 項)

### 【事例 2】

本船に訪船者と思われる 1 名が手荷物(紙袋)を所持し乗船したことを確認したため、下船時に税関職員が職務質問を実施。

職務質問の結果、同人は当該本船乗組員の家族であり、紙袋の中身については船長への土産品(菓子)であったが、本船内で消費することから税関手続きは要しないと思い、本船への交通手続きも含め、何ら税関に申告することなく、本船へ土産品を持ち込んだ(乗船した)ことが判明した。

#### <必要な手続き及び根拠>

- ✓ 貨物の授受を目的とする交通であるため「船陸交通許可申請」(関税法第 24 条第 2 項)
- ✓ 訪船者よる船舶乗組員への携帯品の贈与は「持込申告書」の税関への提出によるものとする(当該申告により、関税法基本通達 67-2-7(旅具通関扱いをする輸出貨物)に規定する貨物に該当するか否か等を確認)

### 【事例 3】

本船サイドに停車した車両より、訪船者と思われる 1 名が当該本船へ品物を積み込んでいるところを確認したため、税関職員が職務質問を実施。

職務質問の結果、同人は市中にて食料品販売店を営んでいる者であり、前日、当該本船の乗組員が店を訪れ食料品の注文を受けたため配達のために訪船したが、何ら税関に申告することなく、本船に乗船のうえ食料品を積み込んだことが判明した。

#### <必要な手続き及び根拠>

- ✓ 船用品という位置付けで積み込む場合は「内国貨物船用品積み込承認申告」(関税法第 23 条(船用品又は機用品の積み込み等))
- ✓ 乗組員個人のもの(携帯品)という位置付けで積み込む場合は「持込申告」(当該申告により、関税法基本通達 67-2-7(旅具通関扱いをする輸出貨物)に規定する貨物に該当するか否か等を確認)
- ✓ 船用品積み込申告の場合で、交通場所が指定地外の場合は「指定地外交通許可申請」(関税法第 24 条第 1 項)
- ✓ 持込申告の場合は「船陸交通許可申請」(関税法第 24 条第 2 項)

### 【事例 4】

本船サイドに停車した車両より、訪船者と思われる 2 名が当該本船へ品物を積み込んでいるところを確認したため、税関職員が職務質問を実施。

職務質問の結果、同人は在留外国人であり、市中にて雑貨類を購入後、母国に居住している兄弟に荷物を渡してくれるよう、知り合いの船長に頼んだものであったが、何ら税関に申告することなく、本船に乗船のうえ積み込んだことが判明した。

#### <必要な手続き及び根拠>

- ✓ 託送品による輸出申告は、関税法基本通達 67-2-8 により「輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書」の税関への提出によるものとする(当該申告により、関税法基本通達 67-2-7(旅具通関扱いをする輸出貨物)に規定に該当するか否か等を確認)
- ✓ 交通場所が指定地外の場合は「指定地外交通許可申請」(関税法第 24 条第 1 項)

### 【事例 5】

訪船者と思われる2名が当該本船へ品物を積み込んでいるところを確認したため、税関職員が職務質問を実施。

職務質問の結果、同人は当該本船船舶代理店であり、積込んだ荷物は船長から緊急オーダーをうけた船用品であり、税関手続きが必要であることは知っていたが急いでいたため税関の許可を受けることなく本船に積込んだことが判明した。

### 【事例 6】

本船サイドに停車した車両より、訪船者と思われる1名が当該本船へ品物を積み込んでいるところを確認したため、税関職員が職務質問を実施。

職務質問の結果、同人は当該本船船舶代理店であり、積込んだ荷物は航海用海図・書籍等の船用品であり、内国貨物船用品積込承認申請書は所持していたものの税関の承認を受けていなかったことが判明した。

#### <必要な手続き及び根拠(事例 5、6 共通)>

- ✓ 船用品を積込む場合は「内国貨物船用品積込承認申告」(関税法第 23 条(船用品又は機用品の積み等))
- ✓ 交通場所が指定地外の場合は「指定地外交通許可申請」(関税法第 24 条第 1 項)

### 【事例 7】

男性2名が当該本船から下船し、本船サイドに停車したタクシーに乗車したところを確認したため、税関職員が職務質問を実施。

税関への申告恣憑に対し「何も無い」旨の返答を得たものの車両内部について確認したところ、船舶代理店が船長から譲り受けた韓国のり100枚入り1袋を税関の許可なく輸入しようとしたことが判明した。

#### <必要な手続き及び根拠>

- ✓ 貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない(関税法第 67 条(輸出又は輸入の許可)、関税法施行令第 59 条(輸入申告の手続))
- ✓ 船舶乗組員の携帯品の輸入申告は、関税法基本通達 67-4-10 により「乗組員携帯品申告書」の税関への提出によるものとする(当該申告により、関税法基本通達 67-4-9(旅具通関扱いをする輸入貨物)に規定する貨物に該当するか否か等を確認 )

# 警告！

代表者の方へ

韓国、中国からの衣料品、雑貨品を取り扱い、卸売り、小売をされている貴殿の事業所は日本の関税法、所得税法、法人税法及び消費税法に違反している可能性があります。

貴殿の事業所は韓国、中国より商品を輸入しているにも関わらず、国内取引を装っているのではないですか。海外の輸出者（shipper）と日本の輸入者（consignee）及び日本での伝票（請求書等）発行会社、3社（者）と関係性がなく、また貴殿の事業所が税関での最終荷受人になっている場合は関税法第9条及び消費税法第30条の違反となります。

その場合は、貴殿らが日本国内にて仕入等で支払った消費税は根拠がなく認めることができません。また関税が未納の場合は脱税で調査する場合があります。

①韓国や中国の輸出者、運送業者（海外税関で輸出申告をしている事業所）

②輸出者と直接契約している輸入者（日本の税関で輸入申告をしている事業者）

③上記事業者と契約している日本の事業所（伝票発行会社）

上記3社（者）との取引（契約）関係がなければ、日本国内でのいわゆる「国内取引」とは認められません。

また、現在において貴殿の事業所に伝票を発行している伝票発行会社が日本での消費税、所得税、法人税を税務申告していない、支払っていない場合（脱税）も貴殿らの商品代金（仕入等）の消費税は認められません。関税局、国税局の調査、査察、捜査の対象となります。

3年前に日本から韓国へ商品代金と称して年間約50億円を持ち込んだ日本人3名が韓国国税局、検察庁から指名手配を受け、同50億円を受け取ったとされる韓国人4名が関税法、外為法、所得税法違反で逮捕、起訴されました。それ以来、韓国税関の円貨の持ち込みが規制されています。不正な持ち込みを繰り返す場合、当委員会からの告発により貴殿も指名手配の対象となります。

韓国や中国で実際に商品を運送している運送業者及び輸出者に至急確認して下さい。繰り返しますが上記①～③社（者）と貴殿の事業所での契約、取引が成立する場合はその限りではありません。

本年9月には関税法及び消費税法の適用が強化される予定となっているため早急に取引関係の確認、整理を行ってください。

悪質な事業者には必ず税関、国税局の調査、捜査が入ることを警告します。

関税、消費税適正化委員会

# 最終警告！

代表者の方へ

当委員会は貴殿に対し本年5月に文書にて「警告」をしておりますが、貴殿及び貴殿の事業所は関税法、所得税法、消費税法、外為法違反が是正されておられません。貴殿の事業所が「国内取引」と称して伝票発行している国内取引会社は何度も変更されており、また本来支払われるべき消費税、所得税、法人税がまったく支払われておらず悪質で巨額の脱税が計画的、組織的に継続されています。

その責任は故意に脱法取引を行っている貴殿らにあります。

国内取引先（国内で継続的に所得税、法人税、消費税を申告している業者）、輸入者（国内で税関申告している業者）、輸出者（海外税関で輸出申告をしている業者）等を再度確認してください。それら事業者との取引（契約）関係がなければ国内取引とは認められません。改善がなされない場合、悪質な法令違反として本年10月から一斉に関税局、国税局に告発を行うことを決定しました。また、韓国側協力者にも悪質な脱税事件として日韓犯罪者協定に基づき当局から捜査が入ることを申し添えます。以上、最終警告する。

関税、消費税適正化委員会